

緊急事態宣言下における眼科手術の扱いについて（近隣の医療機関の先生方へ）

東邦大学医療センター大森病院眼科
診療部長 堀 裕一

日頃より、当科の診療におきましてご協力、ご指導を賜り誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令下において、当院（東邦大学医療センター大森病院）の眼科予定手術の制限をかけることにいたしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1) 以下の疾患の眼科手術は、予定手術をいったんキャンセルとし、外来経過観察といたします。

（2020年4月7日より）

- 白内障（膨隆白内障や浅前房などの放置できない症例を除く）
- 黄斑前膜
- 斜視手術
- 涙道手術（涙道内視鏡）
- 眼瞼手術（眼瞼腫瘍を除く）
- 翼状片、角膜切除術

2) 以下の疾患（手術）に関しては、患者様の全身状態（体温、感冒症状の有無、味覚異常の有無）に十分に配慮を行って、手術を行います。

【緊急】眼内炎、眼球破裂、網膜剥離、眼外傷、角膜穿孔

【準緊急】緑内障手術、PDR、黄斑円孔、硝子体注射、膨隆白内障、IOL 偏位、眼瞼腫瘍、角膜移植

3) 新規患者様への対応

- 緊急、準緊急症例以外は、現時点では手術予定を組まない。
- 手術ができるようになるまでは、間隔をあけて当院外来で経過観察、またはご紹介元の医療機関でのご診察をお願いさせていただく。
- 予定が組めるようになったらこれらの患者様から優先的に手術予定を組んでいく。

4) 再開の見込み

現在、再開のめどは立っておりません。情報がわかり次第、お伝えいたします。

（現在、手術予定が入っていた患者様は少なくとも5月以降の外来受診に振り替えてもらっております。）